資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年四月十一日

宮崎県都城市東町八街区一号

有限会社加治木建設

代表取締役　加治木祐二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式十四株を七十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月十一日

東京都千代田区神田神保町二丁目二六番四号

クラシノ株式会社

代表取締役　芝田　潤

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式三株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月十一日

東京都江戸川区瑞江二丁目九番一九号

ミズエ地所株式会社

代表取締役　馬嶋　佳子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十七日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月十一日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

株式会社バンク・オブ・イノベーション

代表取締役社長　樋口　智裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月十一日

東京都中央区日本橋人形町二丁目二番六号

株式会社寿々茶屋

代表取締役　島崎　雄彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月十一日

広島市西区横川町二丁目一三番二号

三鬼化成株式会社

代表取締役　大久保恵身

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金容範が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十一日

東京都世田谷区若林一丁目二番一号ライオンズマンション三軒茶屋第三一二〇二号

株式会社Jang由夢代

日本における代表者　金　容範

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を閉鎖するので、当社の全ての日本における代表者である久保智寛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十一日

神戸市中央区浜辺通四丁目一番二三号

テクノトランス・アジアパシフィック・リミテッド

日本における代表者　久保　智寛

限定承認公告

本籍三重県伊勢市浦口二丁目一三一二番地、最後の住所三重県伊勢市浦口二丁目四番一六号

被相続人　亡　石橋　悦子

右被相続人は平成二十九年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成三十年三月十九日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所

限定承認申述人　石橋　彰

右代理人弁護士　楠井　嘉行

限定承認公告

本籍広島県広島市東区福田三丁目三九一八番地、最後の住所広島県広島市中区西平塚町四番七―三〇二号

被相続人　亡　和田　清人

右被相続人は平成二十六年八月六日死亡し、その相続人は平成三十年三月二十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

広島県安芸郡府中町鶴江一丁目二三番一〇号

限定承認者不在者峯恒登

不在者財産管理人　司法書士法人デルタ

限定承認公告

本籍徳島県三好市池田町中西フロノタニ一四一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小笠原正司

右被相続人は平成三十年二月十一日死亡し、その相続人は平成三十年四月二日徳島家庭裁判所池田出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

徳島県三好市池田町中西フロノタニ一四一一番地　相続財産管理人　小笠原好子

任意清算公告

当法人は、平成三十年三月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十一日

愛知県知多郡東浦町緒川字北新田四二番地

中日税理士法人

社員　伊藤　幹二

訂正公告

平成三十年四月六日（号外第七十八号）掲載のClearbridge Biomedics Japan株式会社に係る解散公告中、「平成三十年三月二十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、」とあるは「平成三十年三月二十三日開催の臨時株主総会の決議により、平成三十年三月三十一日をもって解散いたしましたので、」の誤り、また、「Clearbridge Biomedics Japan株式会社」とあるは「Clearbridge Biomedics Japan株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月十一日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成30年1月4日（号外第1号）観光庁告示第二号（外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針の一部を改正する等の告示）（原稿誤り）				
八五	下		八船団	宣伝
〃	〃	表中改正前欄中終りから七～六	国土交通大臣	観光庁長官
平成30年1月11日海上保安庁告示第九号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
七一	一	終りから一〇	三五〇	三九〇
〃	二	〃　五	三五	三九
〃	一	〃	一一	一一
〃	二	終りから四	一二～一三	一二～一三
〃	一	〃	七・〇海里不動光三・五	七・五海里不動光四・〇
〃	二	終りから二～三	三五	三九
平成30年3月13日海上保安庁告示第二十五号（航路標識に関する件）（印刷誤り）				
六ページ四段終りから二〇行目「九」は改行し、行頭を八字下げる。				
平成30年4月2日人事異動欄公安審査委員会の部（原稿誤り）				
一〇三		終りから六	（さいたま地方検察庁事務局長）	（熊本地方検察庁事務局長）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十日付特第八号四ページ
達第六七号六四ページ●一

ジ●同月十一日付第八一号六四ページ●同日付政府調
月二十六日付参会第三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）